

本年度介護保険料の納め方 （十五歳以上）

保険料の納付は三つの方法に分かれます（表2のとおり）。

- 特別徴収（年金から天引き）
- 普通徴収（個別納付） 併用徴収
- 特別徴収と普通徴収の併用。
- 特別徴収

七月中旬に保険料額通知書を郵送します。この通知書には、本年度の保険料と来年度の仮徴収額が記載。仮徴収は来年二月分と同額を、来年四月・六月・八月の各月ごとに年金から天引き

します。

普通徴収

七月中旬に納付書を郵送します。納期は来年二月まで。なお普通徴収の人は口座振替が便利です。通帳と届け出印を用意し、介護保険料口座振替依頼書で金融機関などへ直接、振り替えは申し込んだ月の翌月分からです。

必ず納めましょう

介護保険制度は、皆さんが納める保険料で支えられています。必ず納めましょう。なお、保険

料の減免制度もあります。

保険料を納めない

一定期間保険料を納めない、利用したサービス費が全額負担になります。さらに納めない期間が長引くと、保険給付の支払

介護サービス費

低所得者に助成

介護保険の居宅サービス区分のサービスを利用する市民税非課税世帯の低所得者で、特に生

生活に密着した「地区計画」

まちづくり個性伸ばして

わたしたちが住んでいる「まち」は、さまざまな個性を持っています。良いところを守ったり、それを伸ばしたりする方法、問題点を改善する方法など、それぞれ異なります。

本市では、地区ごとにまちづくりを進めるため「地区計画」を定めています。現在、その範囲は十四地区約二五九・七です。

住民主体で作成

地区計画は、生活に密着した身近な計画です。町や丁目・街区など一定の区域、あるいは共通した特徴を持つ地域ごとに住民が主体となって、実情に合わせたまちづくりの計画を立てま

地区計画のあらまし

どのようにまちづくりを進めるか目標を定める。目標を実現するため土地利用や建築物整備などの方針を定める。まちづくりの内容を具体的に定めた地区整備計画を定め、必要に応じて道路・公園・広場の配置や建築物の制限を行う。

地区計画で定めるもの

生活道路・公園・広場・遊歩道などを地区施設として配置する。用途・容積率・建ぺい率・高さ・敷地規模・壁面後退・デザイン・生け垣など建築物の建て方や街並みのルールを定める。その他、既存の良い環境を保

存するための土地利用の制限などを行う。

地区計画の実現に向けて

より良いまちづくりを進めるため、地区計画の内容に合った建築物の新增改築、垣・さくなどの外構工事を行わなくてはなりません。そのため、建築物については、「建築条例」、建築物の意匠形態や垣・さくについては「届出制度」の手続きが必要で

す。建築条例は建築指導課 890 6753、届出制度は都市整備課 890 6976へ

また、地区計画に合っているか確認するため、随時、建築現場や外構工事現場のパトロールを行っています。

… 問い合わせは都市計画課 890 6944へ。

いが差し止めに。ただし、特別の事情がある人は該当しません。

連帯納付義務

普通徴収で納めるときは、本人のほか世帯主や配偶者も連帯して納める義務があります。

保険料の減免

災害など特別の事情があると認められる場合は、保険料の減免が受けられます。減免を受けよつとするとき、申請書と理由を証明する書類が必要です。

護高齢福祉課へ申請してください。

計が困難な人は、利用者負担費用の助成が受けられる制度があります。事前の承認が必要なので、介護保険被保険者証・印鑑・年金の源泉徴収票など前年の収入が分かる物・直近のサービス利用票別表などを用意して、介

また、助成対象となっている人も、有効期間が終了したときには、更新手続きが必要です。… 問い合わせは同課 890 6157へ。

国民年金保険料の免除

対象者は早めに手続きを

国民年金には、所得が少なく保険料を納付することが困難な世帯には、保険料の全額または半額が免除される制度があります。これを受けるには、一定の基準を満たし、申請することが必要。免除申請は今月からです。

引き続きの免除

今まで免除の承認を受けていた人も、六月で承認期間が切れた人は改めて手続きが必要です。

失業による免除

申請する年度か前年度に失業した人は、雇用保険の「離職票」または、雇用保険受給資格者証などの写しが必要です。雇用保険の適用がない場合は、事業主

の退職証明書などを用意して手続きしてください。自己都合、定年、結婚など、離職の理由、在職期間は問いません。

1月2日以後の転入者

申請者・申請者の配偶者・世帯主が、今年一月二日以後、本市に転入している場合、一月一日の住民登録地の市役所・町村役場からそれぞれの所得証明書（各種の控除額が分かる物）を取り寄せて申請書類に添えて提出してください。また、昨年中の所得の申告が必要です。また申告をしていない人は、早めに申告を済ませてください。

… 問い合わせは国保年金課 890 6254へ。